

償却資産の申告は1月31日(月)までです



☎ 税務課 2153

償却資産とは、事業を営む個人（法人）が使用している事業用資産のことをいいます。

この償却資産は固定資産税の課税対象となるため、事業主は1月1日に所有する事業用資産の内容を、**事業を営んでいる所在地の市町村長に申告しなければなりません**。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご確認ください。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

申告を要する方

償却資産を町内に所有する方、または貸し付けている方

※令和4年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、申告書にその旨を記入し、ご提出ください。

償却資産の種類

- 構築物**＝広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
- 機械および装置**＝太陽光発電設備、受変電設備、コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
- 車両および運搬具**＝フォークリフト、ブルドーザーなど
- 工具、器具および備品**＝机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、無人駐車管理装置、金型など

申告を要しない資産

- ・耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で、一時に損金算入または必要経費に算入したもの
- ・取得価額が20万円未満の償却資産で、一括償却資産として3年均等償却を行っているもの
- ・家庭用に使用される資産
- ・自動車税または軽自動車税の課税対象である自動車、原動機付自転車など

償却資産に係る固定資産税 電子申告のご案内



町では、インターネットを利用した電子申告システム「eLAX」（エルタックス）で、償却資産の申告ができます。

利用や申告について詳しくは、町ホームページ「地方税の申告はeLAXで！！」をご覧ください。

税理士による所得税確定申告無料相談

要事前予約

●会場での無料相談

☎ ①2月8日(火)・9日(水)10時～13時、13時30分～16時30分②2月14日(月)・15日(火)9時～12時、13時～16時

☑ ①桶川マイン3階イベント広場「OKEGAWA Hon プラス+」②上尾県税事務所2階

※①は、無料駐車場はありません。

☑ 所得が給与か年金のみの方。なお、所得の種類により、対応できる方が限定されます。詳しくは、お問い合わせください。

予約受付日時▶1月13日(木)・14日(金)10時～15時

※定員に達し次第受付終了。

※入場の際の検温にご協力ください。

※発熱・体調不良等の方は相談をお断りする場合があります。

※諸般の事情により中止になる場合があります。

●電話での無料相談（確定申告書の作成は行えません）

☎ 2月2日(水)～15日(火)9時30分～12時、13時～16時（土日祝日除く）

- ☑
- ・年金受給者の方
 - ・給与所得者で医療費控除を受ける方
 - ・年の途中で就職や退職をされた方
 - ・年末調整の済んでいない方 など

※上記の方でも株や不動産等の譲渡がある方、不動産賃貸等の事業を営む方は対象外となります。上記の所得等に関する相談のみ応じます。

受付方法▶お近くの税理士事務所に電話で相談をしていただきますが、事務所によって担当日が異なりますので、まずは下記にお問い合わせください。

☎ 関東信越税理士会上尾支部事務局 ☎ 776-8777

税の相談

※要事前予約

税理士会上尾支部税理士が、相続税・贈与税などの相談に応じます。

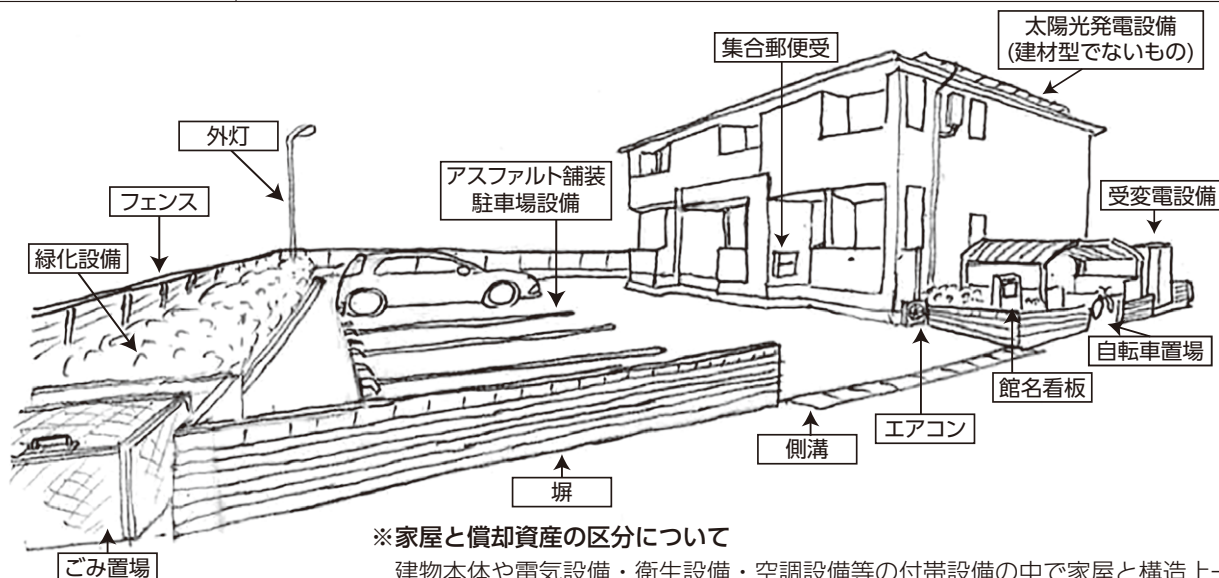
☎ 1月27日(木)10時～12時、13時～15時

☑・☎ 税務課 2152

アパート・貸駐車場を所有されている方へ

次のような資産は固定資産の課税対象となるため、償却資産の申告が必要です。

償却資産の種類	具体例
1 構 築 物	外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、外灯、緑化設備（花壇等）、フェンス、自転車置場、ごみ置場など）、屋上看板等の広告設備など
2 機械および装置	太陽光発電設備（建材型でないもの）、受変電設備、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管など
6 工具、器具および備品	ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス、サイクルラックなど



※家屋と償却資産の区分について

建物本体や電気設備・衛生設備・空調設備等の付帯設備の中で家屋と構造上一体となっているものは、家屋に該当するため、償却資産の対象となりません。

土地区画整理事業による清算金の住民税申告受付

土地区画整理事業で清算金の交付を受けた方の住民税申告を、下記日時で受け付けます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策や窓口での混雑を避けるため、郵送での申告をお勧めしています。令和4年度町民税・県民税申告書は、町ホームページからダウンロードできます。

☑ 2月1日(火)～10日(木) 8時30分～17時15分
※お住まいの住所によって日程が異なりますので、下記日程表をご確認ください。

期日	対象地区	受付場所
2/1(火)	中央1丁目	税務課 (役場東庁舎1階)
2/2(水)		
2/3(木)	中央2・3丁目	
2/4(金)		
2/7(月)		
2/8(火)	中央4・5丁目	
2/9(水)		
2/10(木)		

☒ 清算金の交付があり、所得税申告が必要ない方

☒ 公共事業用資産等の買取り等の証明書、本人確認書類（免許証等）、給与・年金の源泉徴収票、その他控除にかかる証明書等

※郵送の場合は、申告書を記入のうえ、上記の書類を添付してください。（買取り等の証明書以外はコピーでも可）

その他▼

- ・医療費控除等の追加などの所得税の還付申告や所得税の申告を行うことで納付になる可能性がある場合は、税務署での申告となります。税務署での申告日程は、8ページをご覧ください。
- ・土地の所有期間によって譲渡所得の区分が異なります。譲渡があった年（令和2年）の1月1日時点で所有期間が5年を超える場合は長期譲渡所得、5年以下の場合は短期譲渡所得となります。申告書記入の際はご注意ください。

☒ 住民税について…税務課☎2152

確定申告（所得税）について…上尾税務署☎770-1800

令和3年中の収入がなかった方へ

町主催の確定申告・住民税申告会場の密を避けるため、令和3年中の収入が0円だった方の申告を、1月から税務課で受け付けます。お早めの申告をお願いします。なお、申告会場の日程は、広報いな2月号に掲載予定です。

☒ 税務課☎2152